

Blue Information Guide

B・I・G いちかわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

確定申告お疲れ様でした

1月から始まった申告相談は、利用者延べ人数2493名(サポート会員含む)、e-Taxでの申告件数《所得税》2619名《消費税》254名、合計2873名、会員皆様のご協力いただき有難うございました。国税電子申告納税システムが幅広く広報されたことと、令和2年分から青色申告特別控除額変更、新型コロナウイルス感染症の影響等で、e-Taxを利用する会員の姿がより多くみられました。

さらに、広報委員会



期間中、ご支援ご協力をいただきました税務署の方々、税理士先生方には、お忙しい中ご指導賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

この申告期間中、14名の方が入会されました。新規会員の皆様方におかれましては、会を十分にご利用・ご活用していただき、青色申告を申請された方は記帳の準備をされます様お願い申し上げます。

近年、税制改正・パソコン会計・電子申告・電子保存帳簿法・インボイス制度と急速な変化と発展の中でサービス向上を目指してまいりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

第10回通常総会の開催に向けて、 出欠確認書(はがき)の返信にご協力をお願いいたします

5月25日(水)の総会に向け、例年通り、総会資料と出欠確認書(兼委任状)はがきを同封しております。総会の実現に向け、氏名・会員番号をご記入の上、必ずはがきをご返送ください。欠席する場合も氏名・会員番号を記入し、事務処理の都合上、なるべく5月19日までにご返送くださいますようお願いいたします。(その後、総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います) 総会会場等でも新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、職員のマスク着用や消毒液の準備等の対策をしておりますが、総会出席する方もマスクの着用等の感染予防対策をしていただきご参加くださいますようお願い致します。総会当日は、短時間で進行予定であり、資料の読み上げ等の省略を行います。総会出席の方は、事前に総会資料をお読みいただき、ご質問等ございましたら、文書にて5月19日までにお願い致します。当日は同封の総会資料をご持参ください。

- ◆開催日◆ 令和4年5月25日(水)
- ◆時間◆ [受付] 午後2時40分 [開会] 午後3時10分～
- ◆会場◆ 市川グランドホテル
(市川市市川1-3-18 JR総武線「市川駅」北口より徒歩3分)
- ◆議事◆ 第1号議案 令和3年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和3年度 会計報告及び監査報告承認の件
第3号議案 定款一部変更の件(案)



※ 第10回通常総会及び議案書にご質問等がある場合、文書にてなるべく5月19日までにお願い致します。

5月25日(水)は、総会につき事務局は休みになります。

青色申告の特典

青色申告の特典は種々ありますが、その中で皆様が多く利用されているのは次の様なものです。

【青色申告特別控除】

①55万円の青色申告特別控除

この55万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注)1 現金主義によることを選択している人は、55万円の青色申告特別控除を受けることはできません。

2 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額が55万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

3 不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

②65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

(1) 上記①の要件に該当していること。

(2) 次のいずれかに該当していること。

- ・その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存(下記〈参考〉参照)を行っていること(※)。
- ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

(参考)

納税者の事務負担やコストの軽減などを図るため、各税法で保存が義務付けされている帳簿書類については、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。なお、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子データのままで保存する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となります。詳しくは、電子帳簿保存法関係をご覧ください。

(※) 令和4年分以後の青色申告特別控除額(65万円)の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けおよび保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。なお、既に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除(65万円)の適用を受けていた方が、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出する必要はありません。

③10万円の青色申告特別控除

この控除は、上記①及び②の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

(注)1 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

2 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から順次控除します。

(措法25の2、措通25の2-1)

【専従者給与】

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

(注)この特典を受ける為には、「青色専従者給与に関する届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。なお、事業的規模でない不動産貸付業を営む方は、青色専従者給与の適用を受けることはできません。

【純損失の繰越しと繰戻し】

青色申告をされている方については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます(純損失の繰越し)。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

(注)純損失の繰戻しは、損失が生じた年分の確定申告書及び純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書を確定申告期限までに提出する必要があります。

新規入会された会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。ご入会、心から歓迎します。申告が初めての方や、これまで白色申告をされていた方は、青色申告についてあまり理解できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができます。その関係書類を一定期間(法定帳簿は7年間・帳簿代用書類は5年間)保存することを要件とします。節税効果のある青色申告を始めてみませんか？

パソコン会計ソフトの利用を検討されている方は、青色申告会の会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めしています。令和4年分のみ記帳できる会計ソフト『ブルーリターンA単年版』を無料で一度だけ差し上げます。興味のある方は、7~8月ごろに配布予定でありますので、事務局までご連絡ください。(無くなり次第、配布終了となります。)(他の会計ソフト(やよいオンラインやMFクラウド等)を使用の場合、会費とは別途手数料

がかかる場合もあります。当会で開催される記帳相談会・決算相談会、青色共済・小規模企業共済加入受付・研修旅行等、様々な活動を会報や案内しています。令和4年分の申告をスムーズに行うためにも、日頃から青色申告会をご利用下さい。毎年9月~11月には、記帳確認月間(仮決算)として確認を行っております。職員一同心よりお待ちしております。

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(火)です。5月2日(月)に千葉県自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、クレジットカード、ペイジーやモバイルレジアプリ、スマートフォン決済アプリなどで納期限までに納めましょう。

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

《お問い合わせ先》・千葉県自動車税事務所 043(243)2721

・千葉県船橋県税事務所 047(433)1275



『事業復活支援金』申請の 事前確認等のお手伝いをしています

今年も市川青色申告会では当会会員の方のみ、個人事業者のための『事業復活支援金』の申請・事前確認等のお手伝いをしております。事前にご用意して頂く書類等がございますので、ご来所前に事務局までお電話ください。申請前に事前確認の必要な方は5月26日(木)まで、『一時支援金』または『月次支援金』を申請した方は5月31日(火)までが申請期限です。申請期限がそれぞれ異なりますので、詳しい内容は、下記の相談窓口またはホームページを必ずご確認ください。

【事業復活支援金】 <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

・事業復活支援金相談窓口

0120-789-140 (携帯電話からもつながります)

(IP電話回線: 03-6834-7593 (通話料がかかります))

《受付時間 8:30~19:00 (土日・祝日含む全日対応)》

簿記講座 & パソコンセミナー のご案内

(公社)市川法人会と共催の『令和4年度第1回簿記講座(初級者コース)』『パソコンセミナー(ワード初級者コース)』を開催いたします。お気軽にお申し込み下さい。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『簿記講座開催のお知らせ』『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。

※お申し込みは、(公社)市川法人会へFAX、または郵送にてお申し込みください。

好評につき今年も開催決定！！ 事前予約制による『インボイス制度』説明会

令和5年10月1日から『適格請求書等保存方式(インボイス制度)』が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。(令和5年10月1日から登録を受けるためには原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。)登録事業者になろうとする事業者の方は『適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)』の提出が必要です。『インボイス制度』は売上1000万円以下の免税事業者も対象となる可能性がありますので、この機会に是非ご参加ください。事前予約になります(各講座定員20名程度)。

1. 開催日時等

(1) 課税事業者を対象(登録申請作業を含む)

6月23日(木)	9:30~10:45	15:15~16:30
6月24日(金)	9:30~10:45	15:15~16:30
6月27日(月)		15:15~16:30

(2) 免税事業者を対象(消費税の概要を含む)

6月23日(木)	11:15~12:00	
6月24日(金)	11:15~12:00	

2. 会場

(公社)市川青色申告会 会館

3. 定員

20名程度

4. 予約方法

6月13日(月) 8:30から市川税務署個人課税第1部門
(047-335-4101・内線315)で受付します。

※本説明会は、市川税務署との共催です

専従者給与・給与支払いをしている事業主の方へ

「源泉所得税」について

令和4年1月～6月まで給与所得の源泉所得税の納期の特例の納付期限は、**7月11日(月)**

です。ご相談の際は、全従業員(専従者)の一人別徴収簿もしくは、給与明細書等をご持参ください。専従者給与額等の変更がある方は、印鑑をご持参ください(シャチハタ不可)。納付金額が、0円でも納付書を税務署に提出になります。初めて「源泉所得税」を納める方など、不明な点がある方は、早めにご相談ください。

※納付期限を過ぎて納付すると「延滞税」や「不納付加算税」がかかる場合がありますので、気を付けてください。

年会費のお知らせ

令和4年度年会費の口座振替日は

6月20日(月)

令和元年度より年会費は1,500円になっております。口座振替の方は、預貯金残高のご確認をお願い致します。それ以外の方には「郵便払込用紙」を送りますので、期日までにお振込みをお願いいたします。

※屋号でのお振込はご遠慮ください。

※住所変更、振替口座変更等がありましたら、事務局までご連絡ください。

※口座振替の方で、銀行によっては「C-NET」・「CUC」・「クレジット」・「リコーリース」等になる場合がございます。

事務局からのお知らせ

- ◆ 今回の会報に「総会資料」と「出欠の確認(兼委任状)はがき」同封しました。事務処理の都合上、なるべく5月19日までにご返送ください。(その後、総会までに到着したものののみ有効なものとして扱います)
- ◆ 総会のため、**5月25日(水)はお休みさせていただきます。**
- ◆ ゴールデンウィーク期間のお休みについて、**4月29日(金・祝)～5月8日(日)まで**お休みさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後状況により休業および業務時間等の変更がある場合があります。ご来所の際は、お電話にてご確認お願い致します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記帳相談会(行徳)のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は **事前予約制** です。必ず電話予約をしてお越しください(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合もございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ご持参できる方はお持ち下さい。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。

※6月の浦安への記帳相談会はありません。7月以降の記帳相談会の日程は、次回会報7月号またはホームページに掲載いたします。

行徳文化ホールⅠ & Ⅰ 市川市末広1-1-48 (行徳公民館ではありません)

6月29日(水) 13～16時 会議室3 【受付時間は15時まで】